



SERIES TAINS 解体新書

税理士損害賠償請求／勤務税理士の責任を認めた初判断



朝倉 洋子〔目黒支部〕

はじめに

税理士に対する損害賠償請求訴訟に関して、「解体新書」では、平成21年10月号で企業の経理担当者、監査法人、関与税理士のそれぞれの責任について判示した大阪地裁判決¹を、平成25年11月号で、税理士事務所に勤務した者の競業禁止義務又は競業禁止契約について争われた①千葉地裁松戸支部判決、②東京地裁判決、③大阪地裁判決²をそれぞれ紹介しました。

今回は、相続税申告書作成の委任を受け、契約書を取り交わした所長税理士のみでなく、申告書を作成した勤務税理士についても専門家責任が認められた最新の東京地裁判決を紹介し

I 税理士損害賠償請求訴訟を検索

TAINSでは、次のように検索します。

【税区分】	その他
【情報区分】	地裁、高裁、最高裁
【キーワード】	税理士損害賠償→ 125件

「税理士損害賠償」というキーワードを持つ税区分「その他」の判決は125件、収録されているということが判ります。

判決の結果は、地裁・高裁・最高裁の順に、かつ、下記のように日付の新しいものから降順で出力されます。

- ①平26-02-13東京地裁 Z999-0145
相続税申告に係る税理士及び補助税理士の責任（一部認容）（一部棄却）（控訴）
- ②平25-09-06東京地裁 Z999-0211
会計データ引渡しを求める損害賠償請求事件（本訴認容・反訴棄却）
- ③平24-12-27東京地裁 Z999-0141
消費税課税事業者選択届出書不提出による不法行為責任（一部認容、一部棄却）

- ④平24-11-08東京地裁 Z999-0140
審判所への審査請求と業務委託契約の範囲（認容）（控訴後和解）
- ⑤平24-10-16東京地裁 Z999-0137
意思能力のない状態で締結された保険契約と相続税申告（棄却）（控訴）
- ⑥平24-07-13東京地裁 Z999-0144
事務所職員の行為は税賠保険が補填する税務相談に該当せず（棄却）
- ⑦平24-04-26大阪地裁 Z999-0130
税理士事務所を退職した者の競業禁止義務（棄却）
- ⑧平24-03-30東京地裁 Z999-0132
月額2万円の顧問契約／税理士法人の助言・指導義務（一部認容、一部棄却）（控訴）
- ⑨平24-01-30東京地裁 Z999-0131
相続税申告に際し海外財産を除外（一部認容、一部棄却）（控訴）
- ⑩平23-10-19那覇地裁沖縄支部 Z999-0127
過大な相続税を納税する危険を説明すべき義務の存否（棄却）（確定）

—以下略—

II 最新の判決を読む

今回は、最新の平成26年2月13日東京地裁を紹介します。

1 事案の概要
被相続人Aは平成20年3月5日に日本国内で死亡しました。
Aの相続人甲・乙らは、被告税理士丙の経営する税理士事務所に相続税の申告を依頼し、丙税理士は相続人らを代理して同年12月、申告を済ませました。
その後、国税局の調査により、原告甲が制限納税義務者（アメリカ合衆国の国籍を有し、かつ、同国内に住所を有する者）であったのに、相続税法第1条の3第2号の規定を看過し、本来

控除できない制限納税義務者の債務を過大に控除して、過少申告となっていたことが明らかになったため、丙税理士は修正申告を行い、これにより、甲・乙らの相続税額が増加し、延滞税及び過少申告加算税が課されることとなりました。

原告甲・乙は、税理士である被告丙・丁らによる相続に関する助言、相続税の申告等に過誤があったことにより損害を被ったと主張して、被告丙税理士らに対し、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を求めたという事案です。

東京地裁は、原告の請求に対して次のように判示し、所長丙税理士に対しては債務不履行に基づき1059万7400円、勤務税理士丁に対しては不法行為に基づき1164万7400円の支払を命じました。

2 東京地裁の判断

本件においては、原告らと契約関係にあるのはa会計事務所の経営者である被告所長丙税理士であり、勤務税理士丁らは、原告甲・乙らとの間に契約関係はないが、同事務所に所属する税理士として所長を補助する立場にあったといえる。

遺言書は、原告甲に相続分の全部を指定し、遺産の全部を取得させる旨の遺産分割の方法を指定したものであり、相続債務を含む全ての遺産は、被相続人の死亡の時に原告甲に承継されたものと認められる。

原告甲は弁護士に委任し、被相続人死亡後の平成20年3月24日、遺産の一部である土地について、相続を原因として所有権移転登記手続を行ったことにより、同日に単純承認をしたものとみなされ、同日以降は相続放棄及び本件遺言による利益の放棄を行うことができず、同日以降は、原告乙が原告甲に対して遺産の配分を求めるためには、法律上、遺留分減殺によるほかない。

勤務税理士丁は、「原告甲はアメリカ合衆国の国籍を取得した」旨の回答を受けた時点で、一般人であれば原告甲

が日本国籍を有しない制限納税義務者であるとの疑いを持つに足りる事実を認識したといえるところ、国籍法の規定を確認せず、どのような場合に日本国籍が失われるかを認識しなかったのであるから、事実関係の究明をすべき義務に違反したといえるべきである。

本件申告手続の受任者である所長税理士丙は、申告手続の履行について、勤務税理士丁を履行補助者としておりと解することができ、注意義務違反が認められることから、債務不履行責任を負うといえるべきである。

しかし、所長丙税理士は、原告甲がアメリカ合衆国の国籍を取得していることを認識していたことを認めるに足りる証拠がないことからすれば、過失は認められず不法行為責任を負わない。

一方、申告に係る事務担当者である勤務税理士丁は、原告甲・乙らとの間に契約関係は認められないが、税理士としての注意義務に違反したことにより過失を肯定することができるので、不法行為責任を負うといえるべきである。

おわりに

この事件は、納税者と相続税申告に関して委任契約を結んでいない勤務税理士が、国籍法の確認を怠ったとしてその注意義務違反を認定した初めての判決であり、控訴審における判断が注目されていましたが、高裁判決も同旨とのことです³（判決書は未入手）。

- i 平成20年7月19日大阪地裁判決（Z999-0118）
- ii ①平24年4月26日大阪地裁判決（Z999-0130）
②平成21年7月24日千葉地裁松戸支部判決（Z999-0142）
③平成21年12月3日東京地裁判決（Z999-0143）
- iii T&A master平26.4.28号4頁

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室へ
TEL 03-5496-1416

資金繰りでご相談があるんですが...
売上は順調に伸びている。もっと利益を出すためには、どうすればよいでしょう。
経営戦略を助けてくれる、いい業務パッケージはありませんか。
新規出店を計画している。大丈夫でしょうか。
来期の見通しが立たない。打開策はあるでしょうか。

経営のなにかにつけて、顧問先が頼りにするのは会計事務所です。

提案型会計事務所へ、MJSがバックアップ!

経営提案できる会計事務所へ。MJSは強力プロフェッショナルツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で全面支援。

顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクルに沿った経営マネジメントが可能に。顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ

ACELINK NX-Pro 検索

株式会社ミロク情報サービス
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789

—地域密着型全国ネットワークで最適な承継先を推薦!—
MJSの会計事務所 事業承継支援サービス

ご相談から、承継先の紹介、承継対価の算定、契約書の作成、承継完了まで誠心誠意ご支援します。MJS会計事務所承継支援室に、ぜひご相談ください。

フリーダイヤル ☎0120-369-144 (平日9:00~17:30) フラックス ☎0120-369-667

当社ホームページに「ご相談シート」を用意しております。▶ <http://www.mjs.co.jp/account/shoukei/>